

作業療法学科 音楽療法士(2種)コースについて

(2024 年度以前入学生適用)

音楽療法士称号取得資格についてはコース制となっています。

コースへの登録については、下記の手続き等が必要となりますので、十分注意の上、時期や提出物等の間違いがないようにしてください。

○コース定員 原則として 8 名上限

○コース登録・履修の要件

- 1) 音楽療法士(2種)養成コースで学ぶ意思が明確であること
- 2) コース登録には仮進級者ではないこと
- 3) コース登録以降の学年進行において、3 年次前期までに留年もしくは仮進級となった場合には、コース登録を取り止めとすること

○手続きの流れ

学年	時期	内容
1 年次	4 月	音楽療法士養成コース説明会、履修相談期間
	9 月	音楽療法士養成コース説明会、志願理由書の配布
	9 月～11 月	履修相談期間
	12 月初旬	志望理由書提出
	1 月中旬	面接・実技試験の実施
	3 月	決定・発表
2 年次	4 月	コース学生を対象とした説明会

(注 1) 選択方法については 1 年次からガイダンスで説明する。

(注 2) 音楽療法士(2種)コースを希望する学生は、下記の科目を該当学年(1 年次)において履修することが必要である。

〔コース必修科目〕

- ・音楽理論(1 年前期)
- ・文化人類学(1 年前期)
- ・ソルフェージュ(1 年後期)
- ・器楽(鍵盤)(1 年後期)
- ・心理学(1 年後期)

〔学科必修科目〕

- ・作業療法技術学演習Ⅰ(1 年後期)
- ・コミュニケーション実践論(1 年前期)
- ・リハビリテーション概論(1 年前期)
- ・多職種連携入門(1 年前期)
- ・生物学(1 年前期)
- ・英語 A(1 年前期)
- ・医学概論(1 年前期)
- ・医療倫理(1 年後期)
- ・生命科学(1 年後期)

◆音楽療法士(2種)コース科目(2024年度以前入学生適用)

区 分		授業科目	授業題目	配当 年次	単位数		備考
					コース必修	OT学科必修	
音楽 (18単位) に関する分野	理論に関する科目群 (4単位)	音楽理論		1前	2		
		人間と文化	文化人類学(全学選択科目)	1前	2		
	実技に関する科目群 (14単位)	ソルフェージュ		1後	2		
		器楽(鍵盤)		1後	2		
		器楽(弦)		2前	2		
		伴奏法		2前	2		
		合唱		3前	2		
		アンサンブル		3後	2		
		即興演奏		4後	2		
音楽療法に関する分野 (8単位)	作業療法技術学演習Ⅰ		1後		1		
	音楽療法(OT選択科目)		3前	1			
	音楽療法各論(OT選択科目)		3前	1			
	音楽療法各論Ⅱ		3後	2			
	音楽療法総合演習		4後	3			
音楽療法 の関連分野 (12単位)	教育に関する科目群(2単位以上)	基礎ゼミナール	コミュニケーション実践論	1前		2	
		教育相談(カウンセリング)		4後	1		
	福祉に関する科目群(2単位以上)	障がい者当事者論		2前		1	
		日常生活援助学Ⅰ		2後		1	
	医学・看護に関する科目群 (2単位以上)	医学概論		1前		1	
		リハビリテーション概論		1前		2	
		精神医学Ⅰ		2前		2	
	心理に関する科目群(2単位以上)	人間と思想	心理学(全学選択科目)	1後	2		
		臨床心理学		2後		1	
音楽療法実習(3単位) *事前・事後指導1単位を含む	総合臨床実習Ⅱ		4前		8	いずれかを 修得	
	総合臨床実習Ⅰ		4前		8		
	評価実習		3後		5		
「音楽療法士(2種)の称号の授与規定」第3条 の3項に規定する教養関連科目(12単位) *外国語コミュニケーション2単位と 情報処理2単位を含む	多職種連携	多職種連携入門	1前		2		
	医療倫理	医療倫理	1後		2		
	自然科学入門	生命科学	1後		2		
		生物学	1前		2		
	統計学	基礎統計学	2前		2		
	英語Ⅰ	英語A	1前		1		
	英語Ⅱ、初修外国語	英語Ⅱ、中国語、韓国語、フランス語、ドイツ語 から一つ選択 (OT卒業要件:語学4単位以上修得すること)	1後 2前・後の いずれか		1		
総計					28	44	

作業療法学科のコース制の履修方法等に関する細則（2024 年度以前入学生適用）

（目的）

第1条 この細則は、リハビリテーション科学部履修規程（以下「履修規程」という）第6条に定める作業療法学科の履修コースについて、必要な事項を定める。

（コース制）

第2条 作業療法学科に、次に掲げる履修コース（以下「コース」という。）を置くものとする。

音楽療法士コース

（国家試験受験資格及び称号取得資格）

第3条 作業療法学科において取得可能な国家試験受験資格及び称号取得資格は、次に掲げるとおりである。

作業療法士国家試験受験資格

音楽療法士（2種）称号取得資格（全国音楽療法士養成協議会認定）

2 音楽療法士（2種）称号を取得するためには、音楽療法士コースに登録し、当該コースで開設する科目の履修及び単位修得が必要である。

（コース登録手続）

第4条 音楽療法士コースに登録するには、1年次開講の音楽療法士コース必修科目を履修し、かつ、所定の申請手続を取らなければならない。

2 前項に定める登録手続については、所定の申請用紙を1年次後期の指定する期限までに提出しなければならない。

3 所定の申請用紙にて登録希望を申し出た学生を対象として、学科より選出した教員によって1年次後期終了時に選考を行う。なお、コース登録には仮進級者ではないことを必須条件とする。

4 選考結果は、教務委員会において承認し、教務委員会は最終結果を教授会に報告する。

5 選考結果に基づきコース登録が認められた学生は、定められた履修費を指定する期日までに納めるものとする。納入した履修費はいかなる場合も返還しない。

6 コースの登録後の取止めについては、コース担当教員と相談の上、所定の辞退届を提出する。

（コース登録学生数の制限）

第5条 音楽療法士コースに登録できる学生数は、原則として8名を上限とする。

（コース履修の条件）

第6条 コースを履修するには、どの学年においても仮進級者ではないことを必須条件とする。

2 コース登録以降の学年進行において、留年もしくは仮進級者となった場合には、コース登録を取止めとし、第4条第6項に基づく手続を取るものとする。

3 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者についてはこの限りではない。

（1）3年次の進級判定において初めて留年し、3年次前期までの必修科目を全て修得した者

（2）教授会で適当と認められた者

（その他）

第7条 コースの履修に関する事項については、この細則に定めるもののほか、北海道医療大学学則、リハビリテーション科学部履修規程の定めるところによる。

(改廃)

第8条 この細則の改廃は、教授会の議を経て学部長が決定する。

附 則

- 1 この細則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の細則は、令和5年4月1日現在で在籍する学生にも適用する。